

## 第2弾 箱根町省エネ家電買換え促進事業補助金Q&A

### 1 補助対象について

#### (1-1)対象製品は？

- ・「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫」です。

#### (1-2)中古製品は対象になりますか？

- ・対象外です。  
新品（未使用品）が対象です。

#### (1-3)新たに設置する場合は対象になりますか？

- ・対象外です。  
現在設置されている「エアコン」「冷蔵庫」「テレビ」からの買換えのみ対象です。

#### (1-4)対象製品に基準はありますか？

- ・経済産業省が定めた「統一省エネラベル」の省エネ基準達成率が基準になります。  
省エネ基準達成率は「省エネ型製品情報サイト」（資源エネルギー庁）で確認することができます。

こちらから確認できます ⇒



- ・対象基準は、以下のとおりです。
  - 【エアコン】 省エネ基準達成率100%以上（目標年度2027）
  - 【テレビ】 省エネ基準達成率100%以上または統一省エネラベルにおける多段階評価点が3.0以上（目標年度2026）
  - 【冷蔵庫】 省エネ基準達成率100%以上（目標年度2021）

#### (1-5) 補助対象経費は？

- ・対象経費となるのは「家電製品購入費」「設置工事費」「家電製品配送料」で、いずれも税込み額です。  
「保証料」「家電リサイクル料」「家電リサイクル製品運搬料」は対象外経費です。

(1-6) インターネットでの購入は対象になりますか？

- 対象外です。  
実店舗（個人店・量販店とも可）で購入した製品が対象です。

(1-7) 何台まで対象になりますか？

- 3台まで対象です。  
購入台数に関わらず、補助金額は対象製品の「製品購入費」「設置工事費」「購入製品配送料」の合計額（税込み）の1/2の額（上限6万円）です。

(1-8) いつ購入した製品が対象となりますか？

- 令和6年5月13日以降に購入し、令和6年9月20日までに自宅へ設置完了した製品が対象です。
- 購入は事前審査（審査期間：5月13日～7月12日）を通過した後になります。
- 事前審査を通過された方には、「購入の手引き」を発送しますので、詳細をご確認ください。

(1-9) 世帯主以外でも申請できますか？

- 申請できません。  
ご家族が代わりに申請手続きを行うことは可能ですが、事前審査書、申請書兼請求書・口座振替依頼書は世帯主の氏名で提出してください。

(1-10) 二世帯住宅の場合は、各世帯から申請できますか？

- 生計を同一にしていないことの証明が可能（光熱水費等のメーターを個別で設置しているなど）であれば、各世帯から申請できます。

(1-11) 世帯分離している場合は各世帯から申請できますか？

- 生計を同一にしていないことの証明が可能（光熱水費等のメーターを個別で設置しているなど）であれば、各世帯から申請できます。

(1-12) 事業所へ設置する場合は、対象になりますか？

- 事業目的での購入は、法人・個人を問わず対象外です。

(1-13) 電子マネーでの支払いは可能ですか？

- 可能です。  
現金、クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済も可能です。

(1-14) 国等の補助金と同時に受けることは可能ですか？

- ・可能ですが、交付される補助金額は、控除（補助対象経費から減額）します。

(1-15) クーポン割引・ポイントは利用してもいいですか？

- ・利用できますが、購入時に利用した販売店の独自のクーポン・ポイント分の金額は控除（補助対象経費から減額）します。

## 2 受付期間、各種書類の提出方法等について

(2-1) いつ購入した製品が補助対象となりますか？ << (1-8) 前掲 >>

- ・令和6年5月13日以降に購入し、令和6年9月20日までに自宅へ設置完了した製品が対象です。
- ・購入は事前審査（審査期間：5月13日～7月12日）を通過した後になります。
- ・事前審査を通過された方には、「購入の手引き」を発送しますので、詳細をご確認ください。

(2-2) 事前審査書は、どこで入手できますか？

- ・令和6年4月22日（月）から役場環境課、各出張所及び町のホームページで入手できます。

(2-3) 事前審査書は、どこに提出すればよいのですか？

- ・役場環境課または各出張所に持参するか、役場環境課に郵送で提出してください。

【郵送提出先】〒250-0398 箱根町湯本256番地 箱根町環境課

- ・郵送の場合は、配達記録の利用や電話（85-9565）にて書類の到達をご確認いただくことをお勧めします。

(2-4) 事前審査書を提出する際に添付書類は必要ですか？

- ・製品購入費、設置工事費、購入製品配送料及び割引額等が記載されている見積書の提出が必要になります。

(2-5) 事前審査書の提出方法の違いで、受付の順番は変わりますか？

- ・受付の順番は、①午前（～正午）の持参分、②郵送分、③午後（正午～）の持参分とさせていただきます。

(2-6) 開庁日（平日8：30～17：15）でなくても持参による提出、問い合わせは  
できますか？

- ・持参による提出及び問合せは、開庁日（平日8：30～17：15）のみ受け付けます。

### 3 申請及び補助金額等について

(3-1) 補助金額はいくらですか？ 《（1-5）前掲》

- ・「家電製品購入費」「設置工事費」「家電製品配送料」の合計額（税込み）の1/2の額（上限6万円）です。

(3-2) 申請は複数回できますか？

- ・申請は1回限りです。

(3-3) 第1弾で申請した人でも第2弾は申請できますか？

- ・第1弾で申請した方は第2弾では申請できません。

(3-4) 申請書兼請求書はいつまでに提出すればよいのですか？

- ・令和6年9月30日までに提出してください。
- ・事前審査を通過し製品を購入していても、**令和6年9月30日までに申請書兼請求書を提出できない場合は、補助金を交付することはできません。**

(3-5) 事前審査後、申請書兼請求書提出時に必要となる書類は何かありますか？

- ・申請書兼請求書提出時には、次の書類が必要です。
  - ① 事前審査確認書
  - ② 省エネ家電製品を購入した際の領収書又はレシートの写し
  - ③ メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
  - ④ 納品書・配送伝票の写し（購入した家電を配送した場合のみ）
  - ⑤ 買替前の製品の特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し
    - ・受領印が押印されているもの
    - ・購入店舗による下取りでリサイクル券が発行されない場合は、下取りの事実が確認できる書類
  - ⑥ 振込口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカードの写し等）
  - ⑦ その他町が必要とする書類（提出を求められた場合のみ）
- ・詳細は、事前審査を通過された方に送付する「購入の手引き」をご確認ください。

(3-6) 領収書又はレシートについて、詳細を教えてください。

- ・購入日、購入店舗、購入製品の型番、購入費用及び内訳（割引、クーポン、ポイントの利用等）が記載されているものが必要となります。
- ・詳細は、事前審査を通過された方に送付する「購入の手引き」をご確認ください。
- ・領収書を提出する場合は、必ず宛名の記載が必要になります。

(3-7) メーカー保証書に販売店の捺印は必要ですか？

- ・必要ありません。
- ただし、購入者の住所・氏名・購入日を記載してください。

(3-8) 領収書、保証書、納品書、配送伝票、特定家庭用機器廃棄物管理票に記載する氏名は申請者（世帯主）でなければなりませんか？

- ・上記書類については住民基本台帳上の同一世帯の方の氏名でも構いませんが、事前審査書、申請書兼請求書・口座振替依頼書は世帯主の氏名で提出してください。

(3-9) 事前審査から補助金の交付まで、どのくらいの時間がかかりますか？

- ・①事前審査：事前審査書の提出から、概ね20日程度で確認書を送付します。
- ・②交付申請：申請書兼請求書の提出から、概ね20日程度で決定通知書（振込予定日を記載します）を送付します。なお、交付申請は製品設置完了後に行うものです。
- ・また、前掲の日数については、書類の不備や申請の混雑状況により、前後することがありますのでご了承ください。

(3-10) この事業は先着順ですか？

- ・先着順です。
- そのため、事前審査期間中（審査期間：5月13日～7月12日）でも予算に達した段階で、受付を終了する場合があります。